

令和6年度海外ビジネストータルサポート事業 企画提案募集要項

1 趣旨・目的

国際的な原材料やエネルギー価格の高騰により大きな影響を受けている県内中小企業を支えるため、新たな市場の獲得に向けた、意欲的な海外展開を積極的に支援し、中小企業の成長力と経営体質の強化を図っていくことが重要である。

そこで、海外ビジネスに直結するニーズを捉え、県産品のマッチングから商談までを伴走支援し、県内事業者と海外バイヤー等とのハブとなる事業を展開することで、魅力ある県産品の海外への輸出促進や新たな販路開拓を目指す。

2 事業実施主体

徳島県

3 事業実施形態

委託事業（本事業に採択された事業者と徳島県との間で委託契約を締結）

4 事業概要

(1) 委託業務名

令和6年度海外ビジネストータルサポート事業

(2) 委託業務の内容

別添「令和6年度海外ビジネストータルサポート事業 業務処理要領」のとおり

(3) 委託業務の期間

委託契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

(4) 対象エリア（国）

ア シンガポール

イ 北米（アメリカ、カナダ）

ウ ベトナム

エ 香港

(5) 契約件数及び採択限度額

契約件数：上記「（4）対象エリア（国）」の1エリア当たり1件の合計4件

契約限度額：3,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）。

5 委託契約の方法

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(2) 契約相手方の選定

公募により企画提案者を募集し、その内容を対象エリア（国）ごとに審査し、本事業に適した提案者（最優秀提案者）を1エリア当たり1者の合計4者選定する。その最優秀提案者を契約予定者とする。

6 企画提案の参加要件

次の（1）から（11）までの要件をすべて満たす者とする。

- (1) 日本国内に本社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (6) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守する者であること。
- (10) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと思われる者でないこと。
- (11) 都道府県税に未納がないこと。

7 スケジュール

令和6年4月	5日（金）	公募開始
	4月12日（金）	質問受付締切
	4月17日（水）	参加申込書等提出締切
	4月30日（火）	企画提案書等提出締切
	5月上旬頃	審査委員会（書面審査）
	5月中旬頃	審査結果の通知

8 企画提案の参加・応募方法

- (1) 提出書類、部数及び提出期限
次の書類等を作成し、提出すること。

内 容	部 数	提出期限	
ア 参加申込書（様式第1号）	正本1部 副本5部	令和6年 4月17日（水）	
イ 添付書類（コンソーシアムの場合、構成員全て） ①法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書，発行後3ヶ月以内のもの，写し不可） 個人事業者の場合は個人事業開始届の写し ②会社等の概要が分かる書類（パンフレット等） ③直近の決算書又はこれに類する書類 ④都道府県税の納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの，写し不可） ・県内に本店を有する者 県税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。）すべてに未納がないことの証明書 ・県外に本店を有する者 本店所在地の都道府県の県税事務所等が発行する都道府県税に未納がないことの証明書 ・県外に本店を有する者で，県内に営業所等を有する者 本店所在地の都道府県の県税事務所等が発行する都道府県税に未納がないことの証明書及び徳島県が課税する県税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。）すべてに未納がないことの証明書 ⑤コンソーシアムの場合，コンソーシアム協定書（様式例第1号）の写し及びコンソーシアム委任状（様式例第2号）	正本1部		
ウ 企画提案書（様式第2号） 別添「令和6年度海外ビジネストータルサポート事業 業務処理要領」に基づいた企画提案内容	正本1部 副本5部		令和6年 4月30日（火）
エ 同種又は類似業務実績調書（様式第3号） （コンソーシアムの場合，構成員全て）	正本1部 副本5部		
オ 委託業務に係る経費の見積書（様式第4号） 積算内訳を記載すること。	正本1部 副本5部		

(2) 提出期限

ア 参加申込書等の提出

令和6年4月17日（水）午後5時必着とする。

イ 企画提案書等の提出

令和6年4月30日（火）午後5時必着とする。

(3) 提出方法

持参（土日祝日を除く。）又は送付（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）によること。ただし，送付による場合は書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事

業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(4) 提出先及び問い合わせ先

徳島県 経済産業部 経済産業政策課 商務流通室

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話：088-621-2320

ファクシミリ：088-621-2897

E-mail：keizaisangyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

9 応募に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

イ 虚偽の内容が記載されている場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 本要項及び業務処理要領に適合しない場合

オ その他不正な行為等があったと県が認めた場合

(2) その他

ア 応募は1者につき1エリア1件とする。なお、1者につき複数エリアへの応募は可とする。

イ 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

ウ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

エ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

オ 提出された企画提案書は、原則返却しない。

カ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

キ 提案が選定された者は、企画競争の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは契約関係を生じるものではない。

ク 採用された企画提案書をもとに県と受託者が協議し、業務を行うものとする。

ケ 当要項及び業務処理要領にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

10 応募に係る質問

(1) 質問の受付期限

令和6年4月12日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質問書の提出

質問書（様式第5号）により行うものとし、8の（4）に示す提出先までファクシミリ又は電子メールにより受け付ける。なお、送信後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や企画提案書提出手続きに関する事項に限る

ものとする。

(4) 質問に対する回答方法

質問者に対し、ファクシミリ又は電子メールにより回答を送付する。

1 1 審査及び選定方法

(1) 審査方法

県が別に設置する審査委員会において、書面による審査で最優秀提案者を選定する。

(2) 選定基準

審査委員は次の観点に基づき審査する。ただし、評価基準の配点等に関する質問は受け付けない。

ア 事業内容について

事業内容の妥当性かどうか。

イ 事業の実現可能性

- ・実現可能な内容となっているか。
- ・本事業に類する実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験、人脈等を十分に生かした事業実施が期待できるか。

ウ 運営・実施体制

事業が遂行できる組織、管理運営体制となっているか。

エ 事業の波及効果

事業の波及効果が期待できるか。

オ 自由提案

効果的な提案がなされているか。

カ 業務に係る経費の妥当性

予算の範囲内で最大限に効果の高い事業ができるか。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、全ての企画提案者に文書で通知するとともに、最優秀提案者の名称等を県ホームページ上で公表する。なお、審査の経緯については公表しない。

(4) 審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

1 2 契約の締結

(1) 審査委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。

(2) 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。

(3) 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。

(4) 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。